

【公告】

8 農振第 1187 号

令和 8 年 7 月 22 日

農林水産省農村振興局長

令和 8 年度土地改良専門技術者育成対策の実施について

「土地改良専門技術者育成対策実施要領」（昭和 59 年 11 月 1 日付け 59 構改 C 第 689 号農林水産省構造改善局長通知）第 3、「土地改良専門技術者育成対策の実施について」（昭和 59 年 11 月 1 日付け 59 構改 C 第 690 号農林水産省構造改善局長通知）第 1 及び第 3 に基づき、令和 8 年度土地改良専門技術者試験及び令和 8 年度土地改良専門技術者育成講習を別紙のとおり実施することとしたので公告する。

令和 8 年度土地改良専門技術者育成対策の実施について

農林水産省農村振興局長

「土地改良専門技術者育成対策実施要領」（昭和 59 年 11 月 1 日付け 59 構改 C 第 689 号農林水産省構造改善局長通知）の第 3、「土地改良専門技術者育成対策の実施について」（昭和 59 年 11 月 1 日付け 59 構改 C 第 690 号農林水産省構造改善局長通知）の第 1 及び第 3 の規定に基づき、下記のとおり令和 8 年度土地改良専門技術者育成対策を実施する。

記

1 土地改良専門技術者試験

- (1) 日 程 令和 8 年 10 月 2 日（金）13 時 00 分～17 時 00 分 （4 時間）
- (2) 場 所 札幌市、仙台市、さいたま市、金沢市、名古屋市、京都市、岡山市、熊本市、那覇市
（※詳細は別添のとおり）
- (3) 試験の内容

ア 試験区分

試験区分は、次の①～③の中から 1 部門を選択する。

- ① 農業土木部門
- ② 地域農業開発計画部門
- ③ 農村環境部門

イ 試験方法

各試験区分の試験科目及び試問事項は下表のとおりとし、基礎科目 2 問及び専門科目 2 問の計 4 問について、それぞれ 800 字以内にまとめる論文形式の筆記試験とする。

なお、農業土木部門の専門科目は 6 問の中から 2 問を選択する。

ただし、身体の障がいがあるため、受験の際に何らかの措置を希望する場合は、あらかじめ 3 の (1) の申込み先の機関へ問い合わせを行うこと。

① 農業土木部門

試験科目	試問事項	
基礎科目	土地改良専門技術者としての適格性	事業計画の調査・報告
		事業評価
専門科目	土地改良事業計画策定に必要な専門知識	かんがい排水
		農地整備
		施設管理
		畑地帯総合整備
		農地防災
		中山間地域総合整備

② 地域農業開発計画部門

試験科目	試問事項	
基礎科目	土地改良専門技術者としての適格性	事業計画の調査・報告
		事業評価
専門科目	事業の効果算定等に必要な専門知識	営農計画
		経済効果

③ 農村環境部門

試験科目	試問事項	
基礎科目	土地改良専門技術者としての適格性	事業計画の調査・報告
		事業評価
専門科目	環境配慮計画策定に必要な専門知識	生態系配慮
		景観配慮

ウ 合格の基準

基礎科目及び専門科目の計4問のそれぞれの得点が、満点の60%以上の得点を得た者を合格とする。

エ 合否の通知

合否については、令和9年2月以降に、農村振興局長から本人宛に文書で通知する。

なお、試験合格者は土地改良専門技術者登録名簿へ登録する。

(4) 受験資格

次のアからウのいずれかに該当する者は、受験資格を有する。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学において(3)に掲げる部門に関する学科の課程（以下「指定課程」という。）を修めて卒業した者で、土地改良事業に係る業務の経験期間（以下「指定期間」という。）が15年以上の者又は土地改良事業に係る業務のうち調査若しくは計画実務に携わった期間（以下「実務期間」という。）が3年以上の者

イ 学校教育法による短期大学において指定課程を修めて卒業した者で、指定期間が17年以上又は実務期間が5年以上の者

ウ 学校教育法による高等学校を卒業した者で、指定期間が20年以上の者又は実務期間が7年以上の者

2 土地改良専門技術者育成講習

(1) 日 程 令和8年9月28日(月)～10月1日(木)

(2) 受講方式 Web会議システムを利用したオンライン受講とする。

(3) 受講環境 当該システムの設定及び受講に関する窓口は、3の(1)の申込み先の機関とする。

(4) 講習内容

時間	9月28日	9月29日	9月30日	10月1日
9:30 ～ 12:00	○農政の課題・展開方向 ○農業農村整備事業の概要	○かんがい排水・畑地帯総合整備 ○農地整備 ○農地中間管理機構	○営農計画 ○経済効果	○多面的機能支払 ○中山間地域等直接支払 ○環境保全型農業直接支払・農地土壌 ○鳥獣害対策
13:00 ～	○土地改良法制度の概要 ○情報通信環境整備対策・再生可能エネルギー ○事業計画の調査・報告（～17:20）	○環境との調和への配慮 ○農地・農業振興地域制度 ○農村整備事業の概要 ○中山間地域総合整備（～17:10）	○施設管理 ○農地防災 ○河川協議 ○事業評価（～17:30）	○換地理論 ○農業農村整備事業における地方財政措置（～15:00）

※カリキュラム順については、講師の都合により変更する場合がある。

(5) 定 員 約 100 名

(6) 受講資格 1 の(4)と同じとする。

なお、1 の試験を受験しない者も、この講義を受講することができる。

3 受講、受験の申込み先等

(1) 申込み先及び様式等の入手先

〒102-0093

東京都千代田区平河町 2－7－4 砂防会館別館 4 階

全国土地改良事業団体連合会

土地改良専門技術者育成対策事務局 (Tel 03-3234-5612)

Web ページ <https://www.inakajin.or.jp/lesson>

申込専用メールアドレス gijutsukai@inakajin.or.jp

(2) 申込み締切日 令和 8 年 8 月 31 日 (月) (当日の午後 5 時)

(3) 問合せ先

農村振興局整備部設計課計画調整室 (Tel 03-3502-4167)

全国土地改良事業団体連合会管理システム研究部

土地改良専門技術者育成対策事務局 (Tel 03-3234-5612)

別添

土地改良専門技術者受験地一覧表

受験地	所在地	管轄区域	担当局
札幌駅前ビジネス スペース 2-K 会議室	札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 第二北海道通信ビル 2 階	北海道	農村振興局
仙台合同庁舎 B 棟 2 F 共用第三会議室	仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎 B 棟	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	東北農政局
関東農政局 11 F 特別会議室、 第 1 会議室	さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県、山梨県、 長野県、静岡県	関東農政局
北陸農政局 農政局第 3 会議室	金沢市広坂 2-2-60	新潟県、富山県、石川県、 福井県	北陸農政局
東海農政局 1 F 共用第 1 会議室	名古屋市中区三の丸 2-6-2 名古屋第 4 地方合同庁舎	岐阜県、愛知県、三重県	東海農政局
近畿農政局 4 F 第 4 会議室	京都市上京区西洞院通 下長者町下る丁子風呂町	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県	近畿農政局
中国四国農政局 10 F 第 10 会議室 A・B	岡山市北区下石井 1-4-1	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、高知県	中国四国 農政局
九州農政局 10 F 農政第 7 会議室	熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎 A 棟	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県	九州農政局
沖縄総合事務局 2 号館共用会議室 B	那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館	沖縄県	沖縄総合 事務局

※受験地は、受験者数等により変更する場合がある。

※受験地は、管轄区域外での受験を可能とする。